

松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業費補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規就農者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 農家世帯員で、補助金交付の申請日（以下「申請日」という。）前1年間の生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

イ 申請日前1年間に新たに法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することになった者

ウ 申請日前1年間に土地、資金等を独自で調達し、新たに農業経営を開始した者

(2) 新規就漁者 自営漁業者又は雇用型漁業者であつて、漁業就業開始後5年を経過しない者であり、引き続き漁業を専業とする意思を有するものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金の額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業費補助金
補助金交付の目的	新規に就農又は就漁する者が賃借する住居の家賃の一部を補助することにより、農業又は漁業の新たな担い手の確保及び育成を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	新規就農者又は新規就漁者が自ら居住の用に供するための住居の賃借
補助対象経費	賃借する住居の家賃
補助金の額	月額1万円とし、交付期間は、補助金交付の決定のあった日の属する月から起算して1年間を限度とする。ただし、月の途中で住居を賃借し、

	又は賃借を終了した場合は、日割りにより計算した額(1,000円未満切捨て)とする。
終期	令和8年3月31日
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する新規就農者又は新規就漁者とする。 (1) 市内で就農又は就漁していること。 (2) この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇用証明書(自営農業者及び自営漁業者を除く。)
- (2) 雇用契約書の写し(自営農業者及び自営漁業者を除く。)
- (3) 賃貸借契約書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、領収書等補助対象経費の支払状況が確認できるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。